

お客様 各位

令和3年3月
諏訪信用金庫

預金規定の一部改定のお知らせ

平素は諏訪信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、2021年4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座に導入させていただくこととしました。

これを受け、下記のとおり条項を追加し、預金規定を改定させていただきます。

記

1. 改定する預金規定

- (1) 普通預金(決済用普通預金を含む)規定(個人用)／総合口座取引規定
- (2) 普通預金(決済用普通預金を含む)規定(個人用・法人用)／納税準備金規定(個人・法人用)／貯蓄預金規定(個人限定)／通知預金規定(個人・法人用)

2. 追加する条項

(未利用口座管理手数料・自動解約の定め)

- (1) 令和3年4月1日以降に新設した普通預金口座は、当金庫がホームページ等に掲示する一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し(第2項に定める手数料の引落しを除く)がない場合には、未利用口座となります。
- (2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途ホームページ等に掲示する一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、この預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、預金残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により解約することができるものとします。
- (3) 前2項で引落した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (4) 前2項により解約された口座の再利用はできません。

3. 改定日

令和3年4月1日(木)

以上